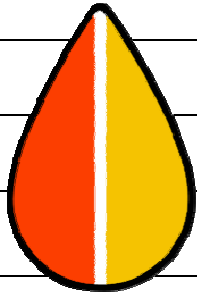



交通安全Q & A (もみじマーク・講習予備検査・高齢者講習)

Q : もみじマークの正式名称は？	
A : 「高齢運転者標識」といいます。	
俗称 : シルバーマーク、もみじマーク、高齢者マーク等	
Q : どこに貼付するのですか？	
A : 車の前と後ろの、他車から見えやすい位置につけましょう。	
Q : だれが使うのですか？	
A : 70 歳以上の方が自動車を運転するときに使います。	
Q : 「高齢運転者標識」を表示すると・・・	
A : <u>周囲の運転者は、「高齢運転者標識」を表示した車に対して、特に思いやりのある運転をしなければなりません。</u>	
周囲の運転者はこの標識を表示した車両を保護する義務が有り、幅寄せ・割り込みなどの行為を行ってはならないと定められています。表示車に対して幅寄せ・割り込みをした場合は交通違反となり、罰せられます。	
Q : 「高齢運転者標識」はどこで入手できますか？	
A : 交通安全協会、カー用品店、ホームセンター（店舗によって取り扱っていないところもあります。）等で取り扱っていますからお求めください。	
Q : 「講習予備検査（認知機能検査・要手数料）」ではどんなことをするのですか？	
A : 75 歳以上の免許更新者等で、「高齢者講習」の前に受け、「記憶力」や「判断力」を測ります。	

Q：受検時期のお知らせはありますか？

A：あります。

「講習予備検査」及び「臨時適性検査」の実施期日や場所等については、公安委員会から通知があります。

Q：「講習予備検査」の結果で運転ができなくなるのですか？

A：運転できるかどうかの判断をする前に、次の段階があります。

1. 検査の結果に基づいた「高齢者講習」を受けなければなりません。
2. 「講習予備検査」の結果、一定基準に該当すると、過去一定期間もしくは以後の違反の内容によっては、認知症であるかどうかを判定するため「臨時適性検査」を受けなければならないことがあります。
3. 「臨時適性検査」の結果、「認知症」であると認められたときや、「臨時適性検査」を受けない場合は、**免許の停止や取消等の処分**を受けることがあります。



「臨時適性検査」の要・不要を判断する「基準行為」

- ・ 信号無視
- ・ 通行区分違反（右側通行等）
- ・ 進路変更禁止違反
- ・ 踏切不停止
- ・ 指定通行区分違反
- ・ 交差点優先車妨害
- ・ 徐行場所違反
- ・ 交差点安全進行義務違反
- ・ 通行禁止違反
- ・ 通行帯違反
- ・ 転回、後退等禁止違反
- ・ しゃ断踏切立入り
- ・ 一時不停止
- ・ 優先道路通行車妨害
- ・ 横断歩行者等妨害等